

# 高槻市人権施策推進計画

## 〔 概 要 版 〕

一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく、  
生き生きと暮らせる社会の実現をめざして

平成 27 (2015) 年 3 月

高 槻 市

## 計画の策定にあたって

今日の社会において、女性、子ども、若者、高齢者、障害のある人、同和問題、性的マイノリティ、外国人市民に関わる人権問題など、引き続き解決に向け取り組むべき問題があります。また、少子高齢化の進行、情報社会の進展、個人意識の多様化など社会経済情勢の変化に伴い、人権意識も多様化し、新たな人権課題が生起しています。

平成 23(2011)年 3 月に改訂した『人権施策を総合的に推進するための高槻市行動計画』（人権施策推進プラン）にこれらを反映し策定するものです。

### 第6回 高槻市人権意識調査より [平成 25(2013)年 10 月実施]

#### ▶ 各種の人権問題に関する問題意識

市民の人権意識は全般的に高まっているといえますが、質問項目により変化していることがうかがえます。

#### ▶ 人権や差別に関する考え

- ・ [差別をすることは、人間として最も恥ずべき行為である] という意見について、「そう思う」という回答は 60 歳代が最も高く、20、30 歳代では 40% を下回っています。
- ・ [差別の原因は、差別された人の側にもある] という自己責任を問う意見について、「そう思う」という回答は 60 歳代が最も割合が高く、次いで 20 歳代となっています。

#### ▶ 子どもの人権について

- ・ [いじめはいじめを受ける子どもにも問題がある] という自己責任を問う意見について、「そう思う」という回答は若い年齢層が高くなっています。
- ・ 体罰を容認する回答は年齢層に関わらず一定程度ありました。

#### ▶ 同和問題に関する意見

- ・ [同和教育、人権教育を行うことがかえって差別を助長・拡大している] という意見に対し、「そう思う」という回答は 20 歳代以降で 23.2%～30.1% あります。
- ・ [そっとしておき、自然解消を待つべきだ] という意見について、「そう思う」とする回答は 60 歳代以降で 23.6%～27.7%、20 歳代でも 22.4% となっています。

### 人権施策の必要性

現在も存在する人権問題や新たに生じた人権課題について、これらを解消し、互いの人権を認め合い、あらゆる差別を許さない地域社会をつくるため、行政は市民一人ひとりの人権意識の向上を図り、人権課題への理解を深めることに留意し、人権教育・啓発及び人権擁護・保護などの人権施策をより一層推進する必要があります。

## 計画の位置づけ

この計画は『高槻市総合戦略プラン』の分野別計画であり、推進にあたっては、他の人権に関連する計画と連携し、全庁的な取組を行います。

## 計画の基本理念

人権意識が変化している今日の社会経済情勢を見ると、より一層、基本的人権の尊重を施策の基本に据え、個人の選択に応じた様々な価値観を尊重し、市民一人ひとりのそれぞれの個性と能力が輝き、自己実現と社会的責任を果たすことが可能な社会を創造することが求められています。したがって、この計画の基本理念は引き続き、『高槻市人権施策基本方針』に示されている、

“一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく、生き生きと暮らせる社会の実現” とします。

そして、『高槻市総合戦略プラン』の基本目標のひとつである、「誰もが生き生きと暮らせる社会を形成する」ことに寄与する計画とします。

併せて、『高槻市多文化共生施策推進基本指針』の基本理念である、“様々な文化、習慣、価値観を認め合い、国籍や民族的・文化的背景に関係なく、共に地域を支え合う豊かで活力ある多文化共生の地域社会の実現を目指す” ことについても、念頭に置くこととします。

## 計画の期間

平成 27(2015)年度から平成 32(2020)年度までの 6 年間とします。

ただし、社会情勢の変化や人権を取り巻く環境の変化に応じ、必要により見直しを行うこととします。

## 人権施策の具体的な取組

基本理念の実現に向けて、人権施策が目指す具体的な方向性として目標とする“あるべき地域社会”については次のとおりとします。

- 差別と偏見がなく、すべての市民が互いを尊重する地域社会
- 一人ひとりが尊重され、自己実現を図ることのできる活気ある地域社会
- 市民の誰もが社会の一員として等しく参加・参画できる公正な地域社会
- 多様な文化や価値観、個性が尊重され、共に暮らせる地域社会
- 市民、企業、行政等が共に取り組む人権尊重の地域社会

## 重点課題・方策・取組

3つの施策の柱により、具体的な諸事業を実施していくものです。

● 人権教育・啓発の推進

● 人権擁護・保護機能の充実

● 社会全体での協働の推進

## 【人権問題別の重点課題・方策・取組】

### ● 女性の人権

<課題>・固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、男女共同参画社会の実現にはいまだ多くの課題があります。

・女性に対する暴力は基本的人権を踏みにじるものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき課題です。

<取組>・平成25(2013)年3月に「DV防止基本計画」を含めた『高槻市男女共同参画計画』を策定し、同計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めています。

### ● 子どもの人権

<課題>・「しつけ」という理由で、助けを求められない子どもに親などが暴力をふるい、時には死に至らしめることや、育児を放棄する等のネグレクトなど、児童虐待は子どもの心身の発達に大きな影響を及ぼす重大な人権侵害であり、深刻な社会問題になっています。児童虐待は、次世代に「虐待の連鎖」を引き起こす原因ともなると言われており、虐待の早期発見と家庭への支援が極めて重要です。

・子どもは「保護の対象」だけでなく、「権利の主体」とみなし、子どもの権利を保障しなければなりません。子どもの人権に対する取組については家庭と学校、幼稚園、保育所、地域が有機的に連携して取り組んでいくことが求められます。

<取組>・『高槻市次世代育成支援行動計画（後期計画）』や『第3次高槻市青少年育成計画』を策定するなど、子どもも一人の人間として最大限に尊重し、守るため様々な施策の推進に努めています。

### ● 高齢者の人権

<課題>・高齢者への虐待や介護の放棄・拒否、財産・金銭面等での権利侵害が発生するおそれがあります。さらに介護の長期化、介護者自身の高齢化などにより、介護をしている家族等の身体的、精神的な負担が増大している現状もあります。また、高齢というだけで一律に社会的弱者と判断されたり、年齢制限等により働く場が十分に確保されていない状況にあります。

- ・高齢者の状況に応じた施策、生きがい対策等を実施していかなければなりません。そして、高齢者の問題を人権問題として考えていく視点を醸成し、高齢者の人権を守り、その尊厳を保持する様々な施策を推進していく必要があります。

＜取組＞・『高槻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画』を策定し、「高齢者の尊厳の維持」を目標の一つに掲げ、高齢者虐待防止のための施策を推進するほか、人権意識の啓発及び相談体制の整備や関係職員に対する研修などを通じて、高齢者虐待防止に向けた啓発に取り組むとともに、成年後見制度や日常生活自立支援事業など、認知症高齢者の権利擁護のための取組を推進しています。

### ●障がいのある人の人権

＜課題＞・アンケート調査の結果によると、27.4%の人たちが差別を受けたり偏見や疎外感を感じたことがあると答えています。また、障がいのある児童の半数以上が差別や偏見を感じたことがあると答えています。社会的には、障がいのある人・児童やその家族に対するインターネット上での誹謗中傷や様々な場面での障がいのある人・児童に対する虐待などが大きな問題となっています。

- ・平成26(2014)年2月19日に『障害者権利条約』が我が国において効力を生ずることとなりました。どのようにすればこの条約の趣旨を実現することができるのか、障がいのある人もない人も立場の違いを超えて、共に考えることが大切です。

＜取組＞・『高槻市第3次障がい者長期行動計画』を策定し、「障がいのある人となない人が互いに尊重しあい、支えあうまち」「障がい者一人ひとりが輝き、自立した生活をおくれるまち」「身近な地域で安心して暮らせる生活支援の充実したまち」の理念をもとに、「障がいのある人もない人もともに安心して暮らせる共生のまち 高槻」を目指すべき目標像とし、様々な取組を推進しています。

### ●同和問題

＜課題＞・格差は改善されたものの、近年、インターネットの匿名性を悪用して掲示板サイトなどへ差別的な書き込みが行われるという問題が発生しています。また、同和地区における結婚のありようも大きく変化してきましたが、結婚差別がなくなったわけではなく、戸籍謄本の不正取得や不適切な身元調査などが発生しています。

- ・「えせ同和行為」は、同和問題解決の大きな阻害要因となっています。
- ・同和問題の解決のためには、学校教育・社会教育を通じて、差別意識をなくし、広く人権を大切にする教育・啓発活動を積極的かつ継続的に行っていくことが必要です。行政からの一方的な教育・啓発だけではなく、市民自らが考え、地域社会や企業、行政も含んだ市民協働の人権教育・

啓発を今後もより一層進めなければなりません。また、戸籍不正取得防止のための本人通知制度の周知や市民との協働による地域啓発事業などの具体的な事業についても進めていかなければなりません。

＜取組＞・『改訂 人権施策推進プラン』に基づき、市民の人権意識の高揚を図り、地域住民の自立と自己実現を支援し、交流の促進を図るために、学習機会の拡充や相談体制の充実などに努めています。

### ●外国人市民の人権

＜課題＞・外国人であることを理由に、アパートへの入居や公衆浴場での入浴を拒否されたり、理容サービスの提供を拒否されるといった事案も生じています。また、近年、街頭デモなどにおいて、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われていることが、マスコミ等によって「ヘイトスピーチ」として取り上げられている状況となっています。そして、インターネット上においても、外国人を対象とした誹謗中傷が行われています。

・外国人市民に対する偏見や差別をなくしていくためには、お互いの文化等の多様性を認め、外国人市民の生活習慣等を理解・尊重するとともに、地域の共生に取り組んでいくことが一つの方策となります。

そのためには、日本語習得の機会を提供できる場を設けることや情報提供や通訳などのシステムづくりが求められます。また、外国人市民のメンバーも含めた意見交換の場の設置が望まれるとともに、広く市民が関わる多文化共生の地域づくりを推進する拠点となる機関も必要とされます。最も大事なことは、お互いの文化を尊重して共生していこうという意識を外国人市民も日本人も持つことです。

＜取組＞・本市に暮らすあらゆる人々が、国籍や民族、文化の違いと多様な価値観を認め合い、かけがいのない人（パートナー）として互いに人権を尊重するとともに、学び合い、共に生活できる地域社会の実現を目指す基本的な方向性を示す『高槻市多文化共生施策推進基本指針』を策定し、様々な取組を推進しています。

### ●その他の人権課題

・人権課題は不変のものではなく、時代や社会の変化、人々の人権意識の高まりに伴い、人権の概念が広がり、深化することにより、新たな人権課題が認識されることとなります。

・ニートや引きこもり、ホームレスになり学校や仕事からも排除される若者が増加しています。これらは雇用問題と関連しますが、その解消のためには国等の機関や民間のNPO等との支援体制を縦断または横断するネットワークを構築し、若者一人ひとりのニーズに合わせた支援を行うことが重要です。

・今日においても、生命・身体の安全に関わる事象や社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障がいなどによる不当な差別その他の人権侵害が今なお

存在しています。また、国際化、情報化、高齢化等の進展に伴って、新たな人権に関する課題も生じています。

- ・すべての人の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、市民一人ひとりが人権を尊重する精神の涵養を図ることが不可欠であり、そのために行われる人権教育・啓発は重要です。
- ・市民一人ひとりが新たな人権課題に対しても、「他人の権利に配慮しながら自分の権利を主張する」とともに、「自らの有する権利を十分に理解し、正当な権利を主張する」「物事を合理的に判断して行動する心構えや習慣を身につけ、差別意識や偏見にとらわれた言動をしないこと」ができるような環境を整えていくことが重要となります。

## 計画の推進

### 計画の実施目標

施策の到達目標を定めるとともに、人権担当課及び施策所管課において毎年度、施策の評価（成果）と課題の整理など、進行管理を行い、以降の施策展開に生かします。

### 計画の推進体制

#### <市民・企業等との協働>

市民等と行政との適切な役割分担を前提に市民等が主体的に行う啓発活動等に協力・支援します。併せて、社会的責任として人権を尊重した活動が求められる企業とも連携し、人権課題解消に向けた取組の推進を図ります。

#### <関係機関等との連携>

市民の人権を擁護・保護するため、人権に関する機関・団体との情報交換や連携を強化します。また、国・府及び近隣自治体との有機的な連携に努めます。

#### <庁内の推進体制>

- ・施策の実施状況の点検や集約を行うとともに、庁内組織の人権擁護推進本部や人権啓発幹事会を活用し、適切な進行管理に努めます。
- ・市職員等に対し、業務の執行にあたり人権問題に気づき、適切な対応ができるよう、人権感覚を高めるための人権研修の充実を図ります。

### 計画推進の留意事項

- ・人権尊重を基本とし、多様化・複雑化する人権課題に対し、より総合的な視点で臨むものとします。
- ・本市における女性、子ども、高齢者、障がいのある人などの人権に関する他の計画等との連携を図ることに留意し、効果的・効率的に計画を推進します。
- ・今日的な人権課題に対応し得るよう、施策の所管課間において、人権に関する情報の共有化に努めるものとします。

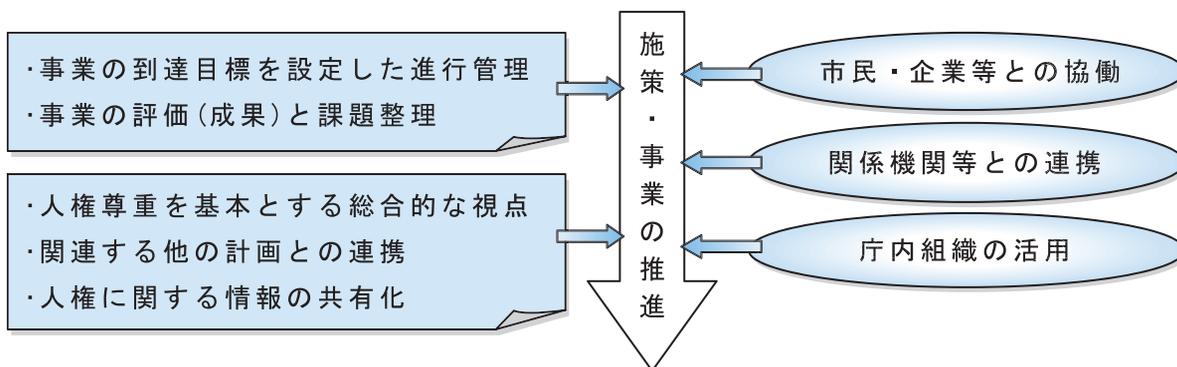
# 計画の体系

## 高槻市人権施策推進計画

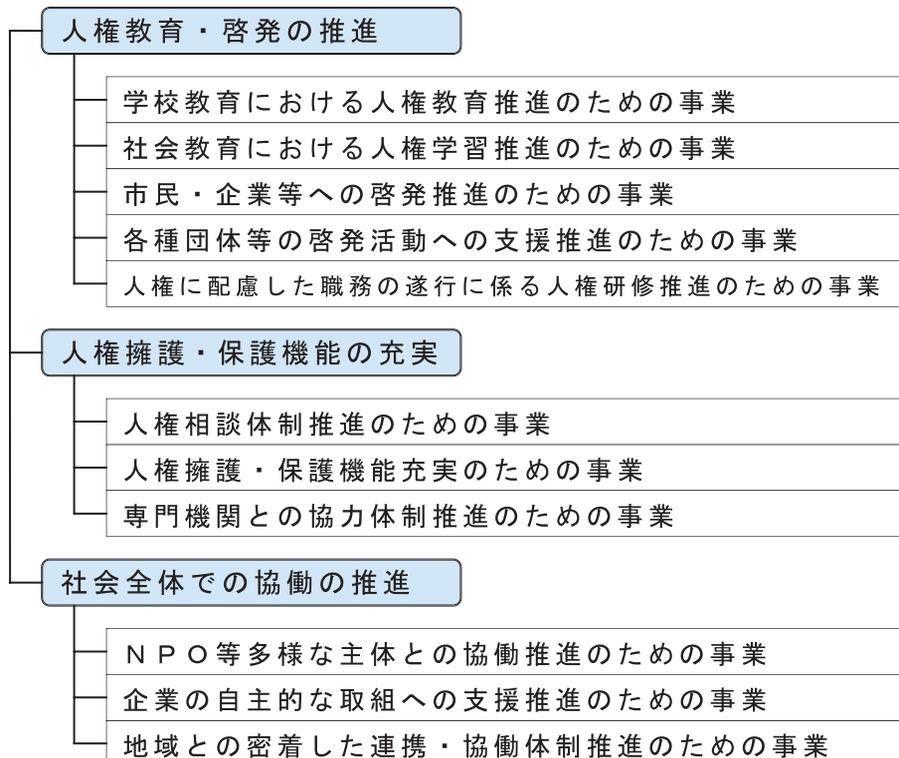
＜基本理念＞ 一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく、  
生き生きと暮らせる社会の実現

＜目標とする“あるべき地域社会”＞

- 差別と偏見がなく、すべての市民が互いを尊重する地域社会
- 一人ひとりが尊重され、自己実現を図ることのできる活気ある地域社会
- 市民の誰もが社会の一員として等しく参加・参画できる公正な地域社会
- 多様な文化や価値観、個性が尊重され、共に暮らせる地域社会
- 市民、企業、行政等が共に取り組む人権尊重の地域社会



＜人権施策の柱・具体的な諸事業＞



＜発行＞高槻市 市民生活部 人権課  
〒569-0067 高槻市桃園町2番1号  
電話 072-674-7575 FAX 072-674-7577